【商品概要説明書】 (平成29年10月2日現在)

【商品概要説明書】	(平成29年10月2日現在)
	ほうわレディースカードローン
1. お 使 い み ち	資金使途は自由 ※ 但し、事業性資金は除きます。
2. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす女性の方 ①申込み時年齢が満20歳以上満60歳以下で安定した収入のある方
	※アルバイト、パート、専業主婦(配偶者が給与所得者の場合に限る)の方の利用可 ※年金受給者の方は対象外とさせていただきます。
	②お勤め先またはお住まいが取扱店の営業区域内にある方
	③当行所定の保証会社の保証が得られる方
3. お 借 入 金 額	極度額10万円以上100万円以下(10万円単位)
(お借入極度額)	※お借入れ金額(極度額)はお客さまの希望額をお伺いし、当行所定の審査により決定させていただきます。 但し、アルバイト・パートの方は50万円以下、専業主婦の方は30万円以下とします。
4. お 借 入 期 間	1年(原則として審査のうえ自動更新)
	(期限到来時に更新中止のお申し出がない場合は、さらに1年間期限を更新し、以後の期限も同様の扱いと
	します。但し、満65歳以降は、ご返済のみとなります。)
	※以下の項目に該当する方は原則として自動更新は出来ません。 保証会社が更新を不可とした方
5. お 借 入 金 利	年9.80%(保証料含む)
3. 63 恒 八 並 利	※お借入金利は固定金利ですが、金融情勢により見直しを行う場合がございます。
6. お 借 入 方 法	以下の方法でご利用いただけます。
	①ATMでの現金お引き出し
	現在ご利用中または新たに作成した普通預金口座のキャッシュカード でご利用いただけます。 ②窓口での現金お引き出し
	③自動融資機能
	クレジット等のお引き落としに対し、返済用普通預金口座の残高が不足する場合には、不足分だけ自動的に
	ご融資させていただきます。
7. お利息の計算方法	毎日の貸越最終残高の合計額について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
8. ご 返 済 日	毎月12日(休日の場合は、翌営業日となります)
9. ご 返 済 方 法	① 約定返済(貸越残高に応じた定額返済) 約定返済日を毎月12日(休日の場合は翌営業日)とし、返済用口座へのご入金によります。
	【貸越残高に応じた返済金額】
	20万円以下 5,000円
	20万円超50万円以下 10,000円
	50万円超100万円以下 20,000円
	但し、約定日前日の貸出残高に利息を加えた金額が、毎月の約定返済額に満たない場合は、貸出残高
	に利息を加えた金額が約定返済額となります。
	② 随時返済
	約定返済のほか、別途貸越専用口座へ直接ご入金いただくことにより任意の金額のご返済もできます。
10. 返済の方式と頻度	毎月の約定返済額はお借入残高の返済に充当し、前月分の利息は、別途ご返済日当日にお借入残高に 加算します。
11. お申込時にご用意	①本人確認資料(原則運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等の顔写真付公
いただくもの	的本人確認書類)
	②収入を確認する資料(お借入極度額が50万円を超える場合)
	③通帳に使用されるご印鑑、通帳
12. 担 保 ・保 証 人	不要
13. 手数料	不要
14. 保 証 会 社	九州カード株式会社
15. 返済試算額・金利 情報の入手方法	お近くの営業店窓口または得意先担当までお問い合わせください。
16. 当行が契約している	一般社団法人全国銀行協会 連絡先:全国銀行協会相談室
指定紛争解決機関	電話番号:0570-017109 または 03-5252-3772

【金融機関・信販クレジット・消費者金融等ローンのおまとめをご希望のお客さまへ】

現在のお借入れについて

〇お借入金利についての制限 お借入金利は「利息制限法」により、 上限金利が以下のように定められています。

【利息制限法での上限利率一覧】

お借入元本	利率
10万円未満	年20%
10万円以上100万円未満	年18%
100万円以上	年15%

過払い金について

お借入金利が左記「利息制限法」の上限金利を越えている場合には、既にお支払いされた超過部分の利息等(過払い金)を元本の返済に充当し、その結果、現在の借入金元本の残高を減少させることができる場合や、既にお支払いされた金額の一部の返還を求めることができる場合があります。詳しくは、弁護士、司法書士等にご相談されることをおすすめします。

- 当行の「ほうわレディースカードローン」は、ご返済計画見直しなどにご利用いただけますが、必要以上のお借入金額にならないよう、お客さまご自身が上記の過払い金などをご確認のうえ、必要なお借入金額をお申込みいただきますようお願い申しあげます。
- お客さまの現在のお借入契約と本商品でのお借入契約は、法的には別個の行為です。過払い金の返還請求が認められるかどうかにかかわらず、本商品でお借換えされたお客さまは、豊和銀行に対してはお借入元本額にご契約の利息を付してご返済いただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

